平成２２年（フ）第２１号
埼玉県川口市大字新井宿991番地の８
債務者　冨永　裕乃
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９号
埼玉県加須市川口３丁目５番地３　大熊コーポレーション303号
債務者　河野　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
埼玉県川越市大字下新河岸２番地13
債務者　神谷みつ子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２７０号
新潟県柏崎市栄町10番33―202号　セイリョウハウス
債務者　飯田アローム
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
新潟県長岡市上除町1151番地８
債務者　樋口　　健
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
新潟県長岡市上除町1151番地８
債務者　樋口　里咲
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
新潟県小千谷市上ノ山３丁目４番22号　あきば荘
債務者　廣井　春美
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第２９３号
新潟県小千谷市片貝町4681番地15
債務者　佐藤　町子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１号
新潟県長岡市愛宕３丁目９番29号
債務者　尾方　信一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２１年（フ）第３３１７号
名古屋市名東区新宿２丁目244番地　コーポ牧ノ池102号
債務者　高羽　里美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６４号
名古屋市昭和区御器所通１丁目９番地、住民票上の住所愛知県江南市中奈良町熊野48番地
債務者　サンケミカルこと　日吉　省三
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７６６号
名古屋市天白区平針２丁目106番地　プレジデント平針405号
債務者　森島　友香
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７７２号
名古屋市名東区山の手１丁目923、住民票上の住所愛知県瀬戸市南山町１丁目103番地　サニーコート南山104
債務者　藤田　裕二
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
名古屋市中区新栄１丁目８番10号　ラ・レジダンス・ド・ノーブル1002号
債務者　栗田　健七
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８号
愛知県東海市高横須賀町横狐塚２番地の１　サンハウス尾張横須賀301号
債務者　蟹江　文子（旧姓清谷）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４２号
愛知県幡豆郡一色町大字治明字通縄13番地　雇用促進治明住宅２棟206号
債務者　尾崎よし子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３７４号
愛知県豊橋市つつじが丘１丁目９番地の６―105
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部